

青森地方裁判所委員会及び青森家庭裁判所委員会（第15回）議事概要

1 日時 平成22年11月2日（火）午後1時30分

2 場所 青森地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(1) 委員（（地）は地方裁判所委員，（家）は家庭裁判所委員，（地家）は地方裁判所委員兼家庭裁判所委員を示す。50音順）

小川賢司（地），小川直人（家），菊地 幹（地家），沢森順子（家），関正男（地家），高橋麻規子（家），竹中司郎（地家），田村幸一（地家），津田敬三（地家），林 博美（地），三浦祐一（地家），三上金藏（家），向山健悦（地）

(2) 説明者

地・家裁事務局長，地・家裁事務局次長，刑事首席書記官，刑事訟廷管理官，首席家庭裁判所調査官，家裁首席書記官，次席家庭裁判所調査官，青森検察審査会事務局長

4 議事

(1) 開会

(2) 田村委員長あいさつ

(3) 新委員の紹介

三上金藏，沢森順子，高橋麻規子

(4) 協議テーマ

ア 検察審査会制度について

イ 学生ボランティアを活用した少年の保護的措置（教育的措置）について

(5) 意見交換の要旨（◎委員長，○委員，□説明者）

ア 検察審査会制度について

◎ 初めに，青森検察審査会事務局長から，検察審査会制度の概要，制度の

運用状況等を広報用DVDの上映を交えながら説明し、その後、これについての御感想及び御意見をお伺いしたい。

□ （広報用DVD「検察審査員」を上映した後、配布資料を使用し、制度の運用状況等について説明した。）

◎ ここまでの説明について、御意見、御感想及び御質問をお伺いしたい。

○ DVDで見たものは、素人でも判断できる事件だと思われる。ただ、民法とか商法とかの法律知識が必要とされる専門分野の事件では、審査補助員の弁護士が入っているいろいろな説明したりすると思われるが、それでも素人で十分な議論ができるのか疑問に思った。今まで、そのような事例があったのか。

□ 具体的な事件については回答しかねるが、必要な法律関係については、検察審査会事務局においても、適用される法律条文などの資料を用意したり、必要な説明を可能な限りさせていただいている。

◎ 制度の趣旨からすると、基本的には、一般市民の感覚で判断してもらうということなので、法律的に分からないとかということよりは、むしろ、一般市民の目から見てどうなのかという見方をしていただければ十分ではないかと思っている。必要な場合には、検察審査会事務局で資料を準備するので、それを参考にさせていただくことになると思われる。

○ 必要な制度であるとの印象を持った。ところで、制度のイメージ図等が配布されたが、不起訴不当となった場合にはその後どうなるのか。

◎ 不起訴不当の場合には、その後、検察官がもう一度見直しをすることになる。不起訴不当の意見が付いているので、その観点からもう一度見直して、やはり起訴した方がいいと思えば起訴することになるし、不起訴にした方がいいと思えば、再度不起訴ということになる。起訴議決と決定的に違うところは、不起訴不当に対して、もう一度検察官が起訴しないことになった場合は、検察審査会としては、それ以上の審査はしないことになる。

- DVDの事件は、割と単純なものではないかと思う。自転車を運転していた人と車を運転していた人ということで、その場面もイメージできるし、問題点も限られるので、このような事件については、検察審査委員になった素人の市民でも割と一般論で判断できるのではないかと思う。ただ、複雑な事件になってくると、素人の市民が意見を述べていって起訴とか何かの方向にもっていくことは難しいのではないかと感じた。
- ◎ 検察審査会として限界があるのではないかという、一つの御意見だと思われる。他の委員の御意見はいかがか。
- 必要な制度だという思いを持っているが、他の委員が述べたように、相当難しい事件もあるだろうし、共犯事件で供述が食い違うなどして、読む資料が相当膨大になる場合もあるだろうし、事件によっては難しいのかなどの印象を持った。それから、制度上仕方ないのかもしれないが、結論が出た時に、どういうことで、どれくらい調べて、どのような議論があったのか、外部から全く検証できない仕組みになっている。DVDでは、最初は面倒くさいと思っていた検察審査員も、最後には、真剣に議論する価値があるということで、全員が審議を尽くして結論を出したようであるが、どれくらい深い議論がされたのか、実はそうではないのかということも含めて、外から検証できない仕組みはある意味怖いなと感じた。疑うわけではないが、難しい事件では記録を読み切れずに、雰囲気ですり抜けたり不起訴不当くらいにしておくかということになってしまうことはないのかなと、その点でどうなのかなという疑問を感じた。
- 配布資料の「検察審査会の受理件数、議決件数等」を見ると、既済のうち起訴相当がわずか1.5パーセントということで、検察官が、証拠裁判主義に基づく司法機関として、しっかり捜査して起訴していることを示しており、改めて安心した。その反面で、検察審査会については、起訴の二重基準というか、一方で、検察官側で証拠裁判主義に基づいてやって、他

方において、検察審査会の起訴基準があるという、一つの事件について二つの起訴基準が出てくるというのは、いかななものかと感じた。検察審査会制度があることが望ましいという前提で述べるが、国民の司法参加という観点から見た場合に、今の検察審査会制度のような強権的なものよりは、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律に準じたような形で、例えば、検察審査員の参加する刑事訴訟に関する法律というようなものがあって、検察審査員と検察の両者が、接点を求めて努力して一つの結論を見出す形の方角にいった方があるいは望ましいのではないかと感じた。

次に、検察審査会の公開、非公開については二つの考え方があって、一つはアメリカの陪審員制度のように公開の原則があるが、イギリスの場合には、逆に、侮辱罪のように、法廷での規律を守ることが徹底していて、国情によって違うわけで、日本はイギリス型に近いという気がする。

それから、配布資料の検察審査会のパンフレットを見た感想だが、灯台があって、船が航行している絵が描かれているが、国民が、帆船に乗って安全に生活できるということは、司法という裁判所が光を照らしているからだということ、あるいは、国民が参加して、司法が法令を適正に適用し、実践して、国民の基本的権利を守るといようなことをよく表しているように思われた。また、このパンフレットの絵の中にヒントがあるが、最近、検察審査員のメンバーの点について問題になっているが、東京地方裁判所管内であった事例では、女性6人、男性5人ということで、性別の点ではよかったが、年齢が三十二、三歳と若く、バランスに欠けるようなところがあった。年代により、ものの見方や考え方、価値観等が異なる場合も想定されるので、バランスが取れた構成でもいいのかという感じがした。

いずれにしても、我が国の検察の在り様や法律の適用の仕方はすばらしいと思う。それを補完する意味でも、検察審査会制度も、これから良い方向に向かってほしいと感じた。

◎ 貴重な御意見を伺わせていただいた。もちろん、中には立法の担うこともあるかと思われるが、運用として、早速取り入れたいと思うところもあった。貴重な御意見を踏まえて、これから業務改善に役立てていきたいと思う。

イ 学生ボランティアを活用した少年の保護的措置（教育的措置）について

◎ 初めに、次席家庭裁判所調査官から、学生ボランティアが参加して実施した「法の日」週間記念行事での模擬少年審判の様態を紹介し、その後に、学生ボランティア「teens&law」の概要及び今年度から始まった研修の実施状況等について説明し、その後、これらに対する御感想、御意見をお伺いしたい。

□ （「法の日」週間記念行事での模擬少年審判の様態をDVD上映したほか、パワーポイントを使用し、学生ボランティア「teens&law」の概要及び学生ボランティアの研修等について説明した。）

◎ ここまでの説明について、御感想、御意見及び御質問を伺いたい。

○ 私が所属する団体でも、学生ボランティアを採用して、悪質商法に対する啓発活動等の身障者向け講座を実施している。対象となる方は養護学校の生徒などであるが、説明の中であったように、年齢が近いということで、より身近な感じで話ができ、接しやすいとか、親しみやすいということで、大変効果的な面があると思われる。逆に、それがデメリットになるということが出てきた。例えば、学生ボランティアが当日約束どおりに会場に来なかったりとか、事前の打合せに積極的に参加していただけなかったりとかする状況がある。事前に研修等を実施しているが、効果が上がらず非常に難しいなと思っていた。説明の中に、デメリットを踏まえ、改善するためにさまざまな研修プログラムが組み込まれているということが紹介されたが、大変参考になった。できれば、青森市、八戸市でもこういった動きになるように、私どもも情報を提供していければと思っている。

- 今の御意見に対する一つの考え方であるが、大学にもいろいろな学部がある。例えば、現実にもどのように接したらいいのかという点では、教職課程を履修しているような学生をボランティアに参加させることによって、多少なりとも解消できるのではないかと思った。また、青森県の警察のデータによると、青少年の犯罪の7割方が中高校生なので、学生ボランティアの活用は有意義だと思われる。今後、青森市や八戸市へも拡大して行って、良い方向へ展開、拡充していけばよいと思った。
- 私どもの方も、子供の人権ということで子供委員会というものを組織している。対象は小学生から高校生までで、サポーター役として大学生を依頼したのであるが、やはり積極性という面では、月一回程度の会合でも出席率が低く、出席するメンバーも固定化されてしまった。来年度からは仕掛けを変えて、長期間よりは短期間とし、かつ、興味を持ちそうなテーマにすることで、積極性のある学生を集めたいと考えている。また、DVDを見ると、他の家庭裁判所では、少年友の会の中に学生ボランティアが組織されていて、青森家庭裁判所の場合だけが学生ボランティアと少年友の会が別の組織になっているようであるが、少年友の会の中の組織としての学生ボランティアがあつて、それとは別に「teens&law」のような学生ボランティアがあるのが理想的なのではないかと思った。
- 青森家庭少年友の会に関与している。先日、青森家庭少年友の会での研修会があつたが、その際には、試験観察にかかわっていくためにも学生の会員も入れてはどうかという話も出ているので、それも踏まえて組織づくりにかかわっていきたいと思っている。また、社会奉仕活動として、清掃活動や不要切手の収集に青森家庭少年友の会がかかわっているが、学生ボランティアの方々と一緒にできればもっと成果が上がるのではないかという話も出ており、それに向けて検討していこうとの話合いもされた。
- ◎ 御意見にあつたように、青森家庭少年友の会と学生ボランティアとの関

係をどう考えていくのかというのが、これからの一つの課題と考えている。

本日は、いろいろと貴重な御意見をいただいたが、裁判所としてこれから十分に検討して、必要に応じて改善をしていきたいと考えている。

(6) 次回開催期日

平成23年6月20日（月）午後1時30分から午後3時30分まで

(7) 閉会